第七号の三様式(用紙日本産業規格A4)(附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係)

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数　3. 事務所又は事業所数　5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額　4. 軌道の延長キロメートル数

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位＝　) (イ)	按分後の特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位＝　人　) (ハ)	按分後の特定寄附金の額 (ニ)
		円		円
本都道府県分　③				
③のうち東京都特別区分　④				
③のうち東京都市町村分　⑤				
合計　⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税			
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円	
控除額 ⑦×20／100	⑧		控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰	⑬		←(東京都の場合)
控除対象事業税額 第6号様式㊵又は第6号様式(その2)㊽	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭		
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×40／100	⑮		
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯		
			市町村分 控除額 ⑯×5.7／100	⑰		
			控除対象法人税割額 (第6号様式⑦又は第6号様式(その2)⑦)－第6号の2様式③	⑱		
			税額控除上限額 ⑱×20／100	⑲		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳		

第7号の3様式記載要領

1　この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2　「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3　「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準(イ)」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数(ハ)」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4　事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の欄の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数(ハ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(ハ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。